

日野市少年軟式野球連盟規約

(昭和49年12月1日制定) (昭和54年1月1日改正)
(昭和50年1月1日改正) (昭和57年1月1日改正)
(昭和51年1月1日改正) (平成7年1月1日改正)
(昭和52年1月1日改正) (平成23年1月1日改正)
(昭和53年1月1日改正) (平成29年1月1日改正)
(昭和53年8月1日改正)

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は日野市少年軟式野球連盟(略称 少軟連)と称し、東京都軟式野球連盟日野支部の小学校年齢層及び中学校年齢層のチームの統轄をする。
- 第2条 本連盟の事務所は日野市教育委員会事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

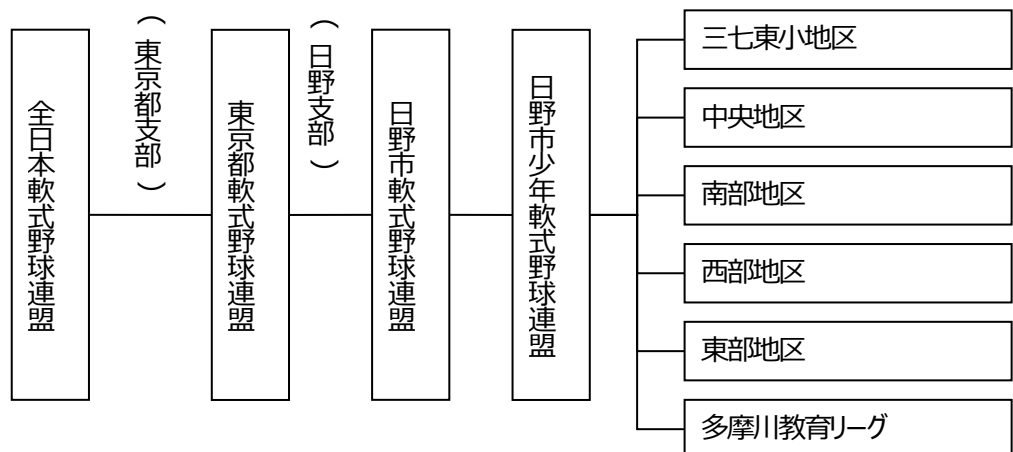
- 第3条 本連盟は、日野市内で編成された少年野球チームを統轄し、少年野球の交流発展に寄与し、併せて少年の健全な育成、体位向上及び親善を企かる事を目的とする。
- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 第1項 各種少年野球大会の企画、実施
 - 第2項 所属クラブの連絡、指導及び助成
 - 第3項 少年野球技術向上のための講習会等の開催
 - 第4項 野球用具の資材の研究調査
 - 第5項 その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

- 第5条 本連盟は、前章の主旨の賛同し、尚且つ第11条及び第12条の規定に従い、連盟に登録し、所定の登録費を納入したクラブをもって組織する。
- 第6条 本連盟は全日本軟式野球連盟・東京都軟式野球連盟傘下の組織として、その活動は、総て上部団体の規約、約款、指導に基づくものとする。
- 第7条 各クラブは、日野市少年軟式野球連盟の傘下に置かれ、総会、理事会等の決議、その他申し合せ事項を厳守し、少軟連の健全なる発展のために尽力しなければならない。又、連盟名誉を汚す等の言動は厳に慎まなくてはならない。
- 第8条 日野市少年軟式野球連盟に次の地区を置き、各地区は代表者1名を選出する。

三七東小地区
中央地区
南部地区
西部地区
東部地区
多摩川教育リーグ

組織図



第9条 各地区は、少軟連主催又は主管、後援等の行事に支障のない限りに於いて、地区大会を開催することができる。

第10条 各地区は地区大会開催に際して、その開催要綱、予定及び結果を連盟事務局に報告しなければならない。

第4章 選手資格及び年間登録

第11条 本連盟に年間登録される選手は、第3条の規定された者で、心身堅固にして他の模範となる野球愛好子の児童・少年とする。

第1項 各クラブは毎年指定された日迄に所属選手年間登録を行ない、チームの編成は年間登録された選手によって行なう。

第2項 年間選手登録の追加登録は、各大会抽選日に事務局まで申し出て指定の用紙を提出することとする。

第3項 年間登録される選手は次の部別とする

(1) 学童の部(小学生)

(2) 少年の部(中学生)

第12条 第1項 クラブ登録は毎年、定期総会開催日に行なう。

第2項 同一クラブよりの同一部会へのチーム登録は複数可とする。

第3項 1チームの年間登録選手は10名以上とする。

第4項 同一選手は2チームに渡って登録はできない。

第5項 登録するクラブは連盟所定の登録用紙に所定事項を記入の上、連盟事務局へ提出する

第6項 登録されたメンバーに変更がある場合は所定の変更登録用紙に所定事項を記入の上、所定の期日までに変更登録を完了せねばならない。

(所定の期日とは、別に定めない限り、各大会の組合せ抽選日当日までとする。)

第7項 第3条に該当せざるクラブはその旨を理事会に申し入れ、理事会の承認を得なければならない。

第8項 選手の移籍に関しては、両クラブの代表者の承認を必要とする。

第13条 第1項 登録するクラブは所定の登録費を納入しなければならない。

登録費納入をもって登録の完了を認める。

第2項 新規加入クラブは、連盟所定の申込書と共に新規加入金を納入しなければならない。又、既加入のクラブも1年間以上チーム登録をしない場合は新規加入クラブとして取扱う。

第3項 連盟登録費、新規加入金は別途に定める。

第5章 役員

- 第14条 本連盟には次の役員を置く
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長
 - (2) 理事長
 - (3) 事務局長
 - (4) 理事
 - (5) 正・副審判部長
- 第15条 会長は総会で選出する。会長は副会長を指名推薦する
- 第16条 本連盟には審判部を置き、審判部は審判部長 1名を推薦し、会長の承認を得る。審判部長は副審判部長を推薦し、共に理事の資格を有する。
- 第17条 各地区代表が理事を兼ね、全理事の中から理事長 1名を推薦し、会長の承認を得る。理事会は事務局長の参加を得てこれを構成する。
- 第18条 事務局長は会長が推薦し、総会で承認を得る。事務局長は理事の資格を有する。事務局長は必要に応じて、事務局部員若干名を推薦することができる。
- 第19条 副会長・理事長・事務局長は、兼任することができる。
- 第20条 本連盟には名誉会長、顧問を置く事ができる。名誉会長及び顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。その人材選出については広く連盟内外より適任者を推薦し得るものとする。
- 第21条 役員の仕事は次の通りとする。
- 第1項 会長は本連盟を代表し、連盟を統轄する。
 - 第2項 副会長は会長補佐及び代行の任を取る
 - 第3項 理事は理事会を組織し事業の遂行にあたる。
 - 第4項 事務局長は理事としての仕事を遂行すると共に連盟の記録の保持、事務連絡業務その他連盟の総務、庶務業務を遂行する。
 - 第5項 理事会に於いて互選されたる会計担当者は連盟の会計全般を任とする。
- 第22条 役員の仕事は名誉会長、顧問を除き2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。補欠に依り就任せる役員は理事会の承認を得るものとし、その任期は前任期者の残任期期間とする。名誉会長、顧問の任期はその役職遂行不能になった場合、又は辞任の申し入れがあった場合とする。

第6章 会議

- 第23条 総会は本連盟の最高決議機関であって、登録クラブ代表者及び役員をもって構成し、次の事項を附議決定する。
- (1) 前年度事業及び会計報告の件
 - (2) 今年度事業及び予算計画の件
 - (3) 役員の仕事に関する件
 - (4) 規約の追加、改訂に関する件
 - (5) その他必要な事項
- 第24条 理事会は理事長が必要と認めた場合に召集し、理事長が議長となる。理事会の決議は、総会決議に等しいものとして、これを施工する。
- 第25条 本連盟の目的遂行上、必要あるときは理事会の決議により会長は臨時に総会を召集することができる。
- 第26条 総会、理事会は構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、その決定を会長に委ねる。

会議出席不能の者は委任状をもって議決権を代行させることができ、これを行わない者はその議決に異議の申し立てをすることができない。

第7章 会 計

第27条 本連盟の会計年度は1月1日に始まり同年12月31日に終了するものとする。

第28条 本連盟の経費は登録費（新規加入金を含む）、大会参加費、寄附金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第29条 納入した登録費（新規加入金を含む）、大会参加費は理由の如何を問わずこれを返却しない。

第30条 本連盟の登録費（新規加入金を含む）、大会参加費の金額は各年度に於いて理事会の承認を経て会長が定める。

第8章 専門部会

第31条 本連盟の事業を遂行するため必要に応じて、各種の専門部会を設置することができる。専門部会の名称及び委員の定数は理事会の承認を経て、会長がこれを定める。

第9章 附 則

第32条 本規約改正は総会の承認を経なければならない

第33条 本規約遂行上、必要な細則は理事会でこれを定める。

第34条 本連盟登録クラブは連盟主催の各種大会に出場権を得る。

第35条 本連盟への登録（新規加入を含む）は部別単位（学童の部・少年の部）とし、大会参加はチーム単位とする。大会出場チームは所定の大会参加費を納入しなければならない。

第36条 本連盟は下記の定期大会を実施する。

(1) 全日本大会支部予選（学童の部は3年生以上を原則とする）

(2) 春季少年野球大会（ともに学童・少年の部。尚、学童の部は3年生以上を原則とする）

(3) トップインターナショナル杯（学童の部、春季少年大会初戦敗退チームによる大会）

(4) 低学年大会（小学生4年生～2年生迄とする）

(5) 新人戦大会支部予選（学童の部5年生～2年生迄とする）

（少年の部 中学生1,2生）

(6) 秋季少年野球大会（ともに学童・少年の部。尚、学童の部は3年生以上を原則とする）

(7) 新人戦大会（学童の部6年生と中学生1,2生）

(8) その他理事会にて決議された大会

第37条 大会組合せは出場チーム代表者会議にて行なう。組合せ抽選は部別毎に行なう。

第38条 各大会は大会実行委員会（理事会・審判部がこれを兼ねる）によって運営され、「大会運営細則」は大会実行委員会によって競技決定の上、会長の承認を得る。

第39条 第1項 本連盟は別に定めぬ限り大会細則は「公認野球規則」を適用し、必要がある場合は、各競技場には特別グラウンドルールを設ける。

第2項 本連盟は競技運営上別則「大会運営に関する要綱」を設ける。

第3項 本連盟の登録選手（役員も含む）はスポーツ安全協会障害保険に加入することを義務付け、万一の事故に備え、事故のある場合も連盟はその責を負わない

本規約は、平成29年1月1日より施工する。

日野支部大会運営に関する要綱

(平成 6 年 4 月 16 日) (平成 10 年 4 月 19 日)
(平成 11 年 1 月 31 日) (平成 15 年 9 月 21 日)
(平成 22 年 1 月 31 日) (平成 23 年 1 月 31 日)
(平成 29 年 1 月 1 日)

日野市少年軟式野球連盟
大会実行委員(理事会・審判部会)

この「日野支部大会運営に関する要綱」は平成 6 年 4 月 16 日発行の「試合に関する取り決め事項」及び平成 10 年 4 月 19 日発行の「試合に関する取り決め事項（補足）」、平成 11 年 1 月 31 日発行の「日野支部大会運営に関する事項」を整理したもので以降、大会運営はこれによるものとする。

1. 大会実行委員はグラウンド毎に 1 地区にて行う。

2. 開会・閉会式の手伝いは 1 地区 4 名を限度とし、理事長が指名する。

3. シード権の付与

本連盟の各大会で入賞した優勝、準優勝チームには、左右の大山に分けるシード権を付与する。

[シード権付与の例]

全日本予選大会 → 前年新人戦大会支部予選入賞チーム

春季大会 → 全日本大会予選入賞チーム

秋季大会 → 春季大会入賞チーム

尚、新人戦大会支部予選・低学年大会にはシード権は付与しない。

また、抽選会当日まで、シード権付与に該当する大会で優勝、準優勝チームが決定していない場合は、その大会にシード権は適用しない。

4. 設営の義務

(1) 設営は第一試合の両チームにて、1 時間前より行う。派遣審判員も協力すること。

(2) 試合後の整備は、該当チームより 2 名以上とする。尚、少年の部は勝者チームメンバー全員で行うこと。

(3) 片付けは、最終試合の両チームで行うこと。

5. 集合

各チームは試合開始時間の 30 分前に集合すること。

6. 大会登録選手

(1) 大会登録選手は、10 名以上とする。但し、メンバー登録は 10 名以上 20 名以下とする。大会組合せ抽選会迄に登録を済ませなければならない。尚、入賞メダル授与が発生した場合、最大 20 個の規定個数を授与する。

(2) 背番号は選手 0 番（主将 10 番）から 99 番とする。

(3) 監督 30 番、コーチ 29 番・28 番とする。登録は全て男女を問わない。

(4) 合同チームの参加は可能とする。但し、別途定める「合同チーム編成条件および大会参加について」の条件を満たしていることとする。

7. メンバー表の提出

メンバー表を試合開始予定時間の 30 分前まで(第二試合以降は前の試合の 5 回まで)に指定の用紙を本部に 2 部提出すること。

本部確認後、対戦チーム及び球審に配布する。尚、試合開始までに集合できない選手は口頭申告の上、メンバー表に☆印をつけて提出すること。

8. 使用用具

- (1) 試合球は、学童の部C号、少年の部はB号とする。
- (2) 学童の部は金属スパイクの使用を禁ずる。
- (3) 金属・ハイコン（複合）バットはJ.S.B.B.のマークが入ったものを使用すること。学童に限り金属製スパイクの使用を禁止する。
- (4) 各チームは同色のヘルメット7個以上、捕手の規定防具（マスク、捕手用ヘルメット、プロテクターレガース、スロートガード、ファールカップ）2組を備えること。
- (5) 捕手は連盟公認（J.S.B.B.）のマスク、捕手用ヘルメット、プロテクター、レガース、スロートガード、ファールカップを着用すること。シートノックがある場合も同様とする。なお、シートノック時の補助員はヘルメットを着帽すること。また、補助員は大人でもよいが、ユニフォーム着用者とする。
- (6) 金属・ハイコン（複合）バットはJ.S.B.B.のマークが入ったものを使用すること。学童に限り金属製スパイクの使用を禁止する。
- (7) 打者・次打者・走者及びベースコーチは必ず両耳にイヤーフラップのついた連盟公認のヘルメットを着帽すること。
- (8) 同一チームの監督、コーチ、選手は全員同色、同形、同意匠のユニフォーム・帽子・アンダーシャツ・ストッキングでなければならない。
- (9) ベンチ内メガホンは1個に限り使用を認める。応援席でのメガホンの使用は禁止する。

9. ベースは固定ベースとする。

10. ベンチ

- (1) 組合せ番号の若い方を1塁側とする。少年部は3塁側を先攻とする。学童部は球審立会いのもとに両チームの主将の抽選により攻守を決定する。
- (2) 大会でベンチに入れる人員は、監督、コーチ（登録者に限る）、選手及びチーム代表者（引率責任者）、スコアラーの各1名とする。また、監督、コーチ以外はユニフォームを着用しないこと。

11. 試合

- (1) 試合は7回戦とし、少年部1時間45分・学童部1時間30分（低学年大会1時間20分）を過ぎて新しいイニングに入らないこととする。

尚、決勝戦のみ少年部は時間無制限・学童部1時間45分とする。（低学年大会は除く）試合時間の規定は下記による。（ ）内は少年の部。

[開会式当日]			[通常日]			
10:40	－	12:10	第1試合	9:00	－	10:30
(10:45	－	12:30)		(8:45	－	10:30)
12:20	－	13:50	第2試合	10:45	－	12:15
(12:45	－	14:30)		(10:45	－	12:30)
14:00	－	15:30	第3試合	12:30	－	14:00
(14:45	－	16:30)		(12:45	－	14:30)
15:40	－	17:10	第4試合	14:15	－	15:45
(－)		(14:45	－	16:30)

- (2) サドンデス
規定の終了回に勝敗が見つからない場合は特別方式を最大 2 イニング行うこととする。特別方式は、継続打順とし、前回の最終打者を 1 塁走者として、2 塁、3 塁の走者は順次前の打者とする。すなわち、無死満塁の状態にして 1 イニングを行ない、勝敗が決まらない場合は、更にもう 1 イニングを行うこととする。その際の打者、塁上に配置される選手の交代（代打・代走）を認める。守備側の選手交代も認める（投手を含む選手の交代）。特別方式でも勝敗が見つからない場合は、9 名（ポジション毎）の抽選で勝敗を決定する。
- (3) 得点差によるコールドゲームはすべての試合に於いて 3 回終了時 15 点差、4 回終了時 10 点差、5 回以降 7 点差とする。
- (4) 正式試合の成立は 4 回完了時とするが、4 回以前でも規定時間に達したならば、試合は成立する。規定のコールドゲームに達するまで試合が進行していない場合、すなわちノーゲーム（4 回以前）になる回数の中でも特別継続試合として行うことがある。
- (5) 投手の投球制限については、1 日 7 イニングまでとする。なお、学童部 3 年生以下あつては、1 日 5 イニングまでとする。投球イニングに端数が生じたときの取り扱いについては、3 分の 1 回（アウト 1 つ）未満の場合であっても、1 イニング投球したもものとして数える。尚、特別延長戦に限り 2 イニングまで投球できる。（詳細別紙「少年部・学童部の投球制限」に関する解釈について）
- (6) 捕手を含む内野手が 1 試合に投手のところへ行ける回数を 3 度以内とする。なお、特別延長戦となった場合は、2 イニングに 1 度行くことができる。
- (7) 監督に限り、グラウンドに出て指示をすることができる。なお、小走りでスピーディーに選手のもとに行き、帰ること。
- (8) タイムの制限…監督が 1 試合に投手のところに行ける回数は、7 イニングに於いて 3 度以内。
特別延長戦は 2 イニングに 1 度行くことができる。攻撃側のタイムは 1 試合に 3 度以内とする。なお、特別延長戦となった場合は、2 イニングに 1 度とする。
- (9) 抗議のできるものは、監督と当該プレーヤーとする。
- (10) 学童は投手が変化球を投げることを禁止する。投げた時のペナルティは公益財団法人全日本軟野球連盟が発行する競技者必携の「競技に関する連盟特別規則」を適用する。
- (11) 打者、次打者、走者は両側にイヤーフラップのついた連盟公認のヘルメットを着帽すること。なお、ベースコーチも着帽すること。
- (12) 学童はベース板を固定しない場合がある。走者の衝撃でベースが移動したときは、野球規則 7.08C 項付記 2・3 を適用する。
- (13) 守備が終わり、最後のボール保持者は必ず投手板にボールを置いてベンチに戻ること。
- (14) 投手が投球位置にいる・いないに関係なく、打者は速やかにバッタースボックスに入ること。
なお、サインはバッタースボックス内で見ること。また、次打者は必ず次打者席に入り低い姿勢で待つこと。
投手も必ず実行すること。
- (15) 球場内でのフリーバッティング及び球場外での素振り、キャッチボールは禁止する。
- (16) 試合開始および試合終了時は 9 名以上いなくてはならない
- (17) その他は、すべて責任審判員の判断による。
12. 派遣審判の依頼は審判部長より事前（原則として、試合日の 3 日前＝木曜日）に各地区の責任者に連絡する。
（派遣審判員は、各地区より年度始めの大会前に審判部長に提出する）
13. 実行委員については事前（原則として試合日の 3 日前＝木曜日）に各チームの代表者に連絡する。
14. バッティンググラブ・リストバンドの利用は共に使用して差し支えない。但し、投手のリストバンド使用は認めない。
15. 頭髪は肩より下に下げてはならない
16. 監督主将会議で説明または決められた事項は、チーム全員及び関係者に必ず徹底させるとこと。
17. 試合中及び球場への往復の事故については、主催者は一切責任を持ちませんのでご了承のうえ、参加してください。

合同チーム編成条件および大会参加について

〔少年部・学童部〕

日野市少年軟式野球連盟

1. 目的

部員不足に伴い単独チームで大会参加に困難が生じていることを配慮し、少人数のチームの活動を活性化させる、また選手たちに1試合でも多くの試合に出場する楽しさを与えるという趣旨から、複数チームによる「合同チーム」の編成及び大会参加を容認することを目的とする。

2. 合同チーム編成の条件

- (1) 合同チームを編成する各チームは、日野市少年軟式野球連盟加盟チームであること。
- (2) 所属チームで日野市少年軟式野球連盟の選手年間登録が行われていること。
- (3) 所属チームの登録選手が9名以下であること。
- (4) 各チーム代表者が合同チーム編成を合意し、合同チームの代表者と監督(兼任可)を決定し、各地区理事の承認を得ること。
- (5) 各チームの指導者が合同チームの指導者として、必ずベンチ入りすること。監督・コーチ(登録者に限る)、チーム代表者(引率責任者)及びスコアラーの各1名とする。また、監督・コーチ以外はユニフォームを着用しないこと。
- (6) 合同チームの編成にあたっては、各大会毎(2)～(5)項を満たしている場合のみ認める。

3. 大会参加に向けて

合同チームで大会に参加しようとするチームの代表者または監督は、大会登録表を監督会議(組合せ抽選会)前に地区理事に提出し承認を得ること。地区理事は2項「合同チームの編成条件」が大会毎、満たされていることを確認の上、連盟会長・理事長に報告すること。

4. その他

- (1) ユニフォームは、従来の所属チームユニフォームを可とする。開会式に出場する場合も同様する。尚、チーム名およびブラカードはチームセカンドネーム連名とする。その際、所属チームの年間登録選手数の多い順とする。
- (2) ベンチ入り選手は15名以下とする。学童部の場合、2年生以上(低学年大会は2年-4年の20名以内)
- (3) 背番号は、主将を10番とし大会規定通り重複は認めない。
- (4) 上部大会は東京都少年新人戦および学童新人戦のみとし、その他上部大会及び日野市少年軟式野球連盟主催「ジャビットカップ日野支部予選会」の資格は与えない。
- (5) 合同チーム大会出場選手登録書の備考欄に所属チーム名と所属チーム背番号を記入すること。
- (6) 少年部・新人戦大会の背番号については、別途定める。
- (7) 大会参加費は各チームで按分して納めること。
- (8) 本「合同チーム編成条件および大会参加について」は2016年2月より適用する

時間制限の取扱いについて

日野市少年軟式野球連盟 審判部

試合時間「1 時間 30 分を過ぎて新しいイニングに入らない」の解釈

例 1 後攻リードのケース

	一	二	三	四	五	六	七	八	九
T	0	0	0	0	0	0			
H	0	0	0	0	1	※			

※ 6 回表の攻撃終了時点で

1 時間 30 分を過ぎていた場合。『後攻』の勝ち

1 時間 30 分を過ぎていない場合

「7 回表の攻撃に移る」事を条件に 6 回裏に入る。

例 2 先攻リードのケース

	一	二	三	四	五	六	七	八	九
T	0	1	0	0	0	0			
H	0	0	0	0	1	※2			

※ 6 回表の攻撃終了時点で

1 時間 30 分を過ぎていた場合。

後攻チームに 2 点目が入った時点で『後攻』の勝ち

1 時間 30 分を過ぎていない場合

(6 回裏攻撃中に制限時間に達した場合)

「6 回裏の攻撃を最後まで行ない」「7 回表」に移る

上部大会派遣基準（原則）

日野市少年軟式野球連盟

上部大会名	部別	出場チーム
全日本東京都大会	少年	全日本支部予選大会優勝チーム
	学童	
東京都少年軟式野球大会	少年	春季大会優勝チーム
東京都学童軟式野球大会	学童	
東京都女子学童軟式野球大会	学童	女子選抜
東京都少年新人軟式野球大会	少年	新人戦支部予選大会優勝チーム
東京都学童新人戦	学童	
ジャビットカップ	学童	ジャビットカップ予選優勝チーム 予選大会が全日本予選上位4チームと春季大会上位4チームの計8チームの予選大会 但し、上位チームが重なった場合のチーム補充は行わない
中央大学学長杯	学童	全日本支部予選大会優勝・準優勝チーム 但し、全日本支部予選、春季大会の優勝チームが同一チームの場合はその限りではない
市町村大会	学童	春季大会準優勝チーム
南多摩親善大会	少年	全日本支部予選優勝チーム 春季大会優勝チーム
	学童	春季大会優勝チーム トップインターナショナル杯優勝チーム
多摩会長杯	少年	春季大会優勝チーム
東北復興支援大会	少年	連盟推薦チーム
	学童	選抜
府中学童選抜大会	学童	選抜
府中女子学童交流大会	学童	女子選抜
西東京オープン	学童	選抜
南多摩・武相地区低学年大会	学童	低学年大会優勝チーム
赤い羽根少年野球大会	学童	秋季大会優勝チーム
その他	少年・学童	連盟推薦チーム

※上部大会日程が他の上部大会や学校行事と重なる場合など、出場が困難と判断した場合は、都度理事会を開催し
出場チームを決定する